

国会決議に反するT P P「大筋合意」の徹底審議を求める意見書

去る10月5日、政府は多くの国民の反対の声に反し、国民生活の基盤となる食糧生産と食の安全に深刻な影響を及ぼし、国民の命を守る健康保険制度や医療制度の改悪につながるT P P交渉について、大筋合意したと発表した。

とりわけ、需給調整に必死に取り組んでいる中で、7万8,400トンの新たな米の輸入枠拡大や牛肉・豚肉の段階的な関税引き下げ、乳製品の輸入拡大などは、重要5品目は除外または再協議の対象とすることを求めた国会決議を無視した内容であり、農業を基幹産業とする本市としては断じて容認できない。

さらに、重要5品目以外の農林水産物では、野菜、果実・果汁、鶏肉・鶏卵、ワインや林産物、水産物などの関税が軒並み撤廃され、また、不平等なI S D条項が盛り込まれるなど、国民生活と地域経済、農林業に与える影響は計り知れない。

大筋合意とはいえ、アメリカ議会を初め、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドにも強い不満の声があり、協定文も確定せず、参加国の署名や批准の見通しもはっきりしていない。

日本政府だけが「もう決まったこと」として「総合的なT P P関連政策大綱」を定め、攻めの農業に転換すると言っているが、競争力の強化や輸出の拡大もかけ声ばかりで具体性に乏しく、より慎重な対応が求められる。

よって、政府に対し、下記の事項について強く要望する。

記

1. T P P大筋合意と協定案の全体、交渉経過などの情報を全面的に公開し、国会や国民の中で徹底的な議論を行うこと。
2. 国民に約束した国会決議さえ守れない「大筋合意」に反対するとともに、協定への調印・批准を行わないよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成27年12月22日

広島県庄原市議会